

公益法人の会計に関する諸課題及び検討 その4

『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について』(最終報告書素案)

内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会が、平成 27 年 2 月に公表した報告書です。

関心の高いと思われる事項を絞って、その内容を解説します。

今回のブログテーマは、「他会計振替の考え方」です。

検討事項 3-1 他会計振替の可否

「他会計振替額」は、「公益法人会計基準の運用指針」12.財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳書に表示した収益事業からの振替額」と記載されているように、通常は収益事業等から公益目的事業等会計への利益の 50%又は 50%超の繰入に用いられる場合と、収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられる。

これら以外には、他会計振替はできないのか？

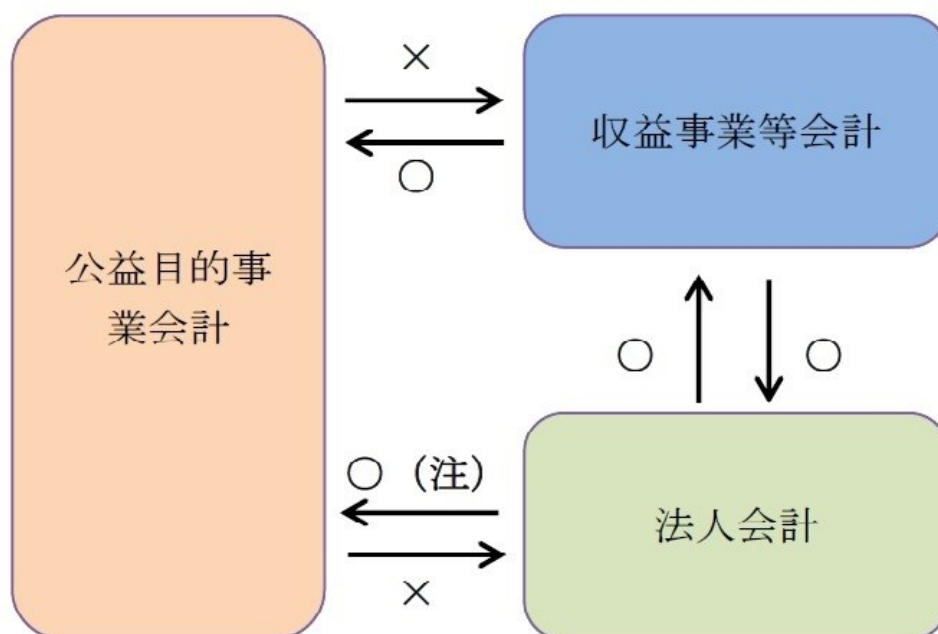
結論

他の会計区分における収益又は利益を振替える会計区分間の取引が発生した場合、正味財産増減計算書内訳表上、「当期経常増減額」と「当期一般正味財産増減額」の間に「他会計振替額」として表示します。

ちなみに、「他会計振替額は資産・負債の移動である。」と説明されるときと、「他会計振替額は利益の振替である。」と説明されるときと、どちらの場合もあります。余談でした。

法人会計から公益目的事業会計への振替は、認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能です。

他会計振替の可否は次の図表のとおり、といわれています。



(注) 認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる財産の移動

それぞれの事例を私見も交えながら、見ていきます。

【公益目的事業会計→収益事業等会計】

認定法第 18 条の規定により、振替はできません。

【公益目的事業会計→法人会計】

認定法第 18 条の規定により、振替はできません。

【法人会計→公益目的事業会計】

先の図表では、この場合の振替は**可能**になっています。

しかし、関連法令ではできるともできないとも明確に規定されていません。

他会計振替には、受け手(公益目的事業会計)と出し手(収益事業等会計 or 法人会計)が存在するわけですが、その目的は「利益の振替」ですから、出し手に注目します。

私は、他会計振替の出し手となるのは、収益事業等会計だけであると考えます。

したがって、**振替はできない**と考えます。

理由は、つぎのとおりです。

第 1 に、他会計振替は、法人税課税との関係でいえば「**みなし寄附金**」と同義であるからです。

収益事業で稼いだお金を赤字の公益事業につぎ込むならば、その額については課税を免除しましょう、という考え方です。本質的に利益を上げることのできる会計区分は、収益事業等会計に他なりません。

第 2 に、法人会計が黒字になることはあり得ますが、法人会計から公益目的事業会計へ利益を振替えることの実質的な意義が見出せません。

法人会計の利益を少しでも減らしたいという動機のもとに、この場合の他会計振替が行われるのでしようが、法人会計の黒字は決してイケナイことではありません。

もし、収益事業を営んでおらず公益目的事業会計と法人会計の 2 区分しかない法人であれば、法人が継続するためには法人会計が黒字でなければなりません。



法人会計の黒字が巨額ならば、そもそも「なぜ法人会計で他会計振替を考えるほどの利益が出るのか」を検討する必要があります。その原因が、基本財産運用益、受取会費、受取寄付金等の会計区分間での収益計上のあり方にあるのならば、それを見直すことが先決です。

この場合の振替が認められるのは、認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動をした場合です。

「利益の振替である。」と言わず、この場合だけ「資産・負債の移動」と表現します。

異質な感じがします。

【法人会計→収益事業等会計】

課税所得を増やすだけですから、**振替を行う意味がありません。**